

「Z会の映像」 教材見本

こちらの見本は、実際のテキストから1回分を抜き出したものです。

ご受講いただいた際には、郵送にて、冊子をお届けします。

※実際の教材は、問題冊子と解説冊子に分かれています。

6章 天下統一

要点

1. 織田信長の統一事業

a. 織田信長

織田信長：尾張守護代織田氏の支流（守護は斯波氏）の出自。父は織田信秀。

正室：斎藤道三の娘

居城：清洲城（尾張）・岐阜城（美濃）・安土城（近江）

幸若舞を愛好した。「人間五十年…」は『敦盛』の一節。

b. 統一事業

1560年 桶狭間の戦い（尾張）で今川義元を滅ぼす。

今川氏：駿河・遠江・三河の戦国大名

1567年 美濃平定

敗者：斎藤竜興（斎藤義竜の子，道三の孫）

居城：斎藤氏の居城であった稲葉山城を奪って岐阜城と改名。

美濃加納で楽市を実施。

印章：「天下布武」を使用。武力で天下を統一する意志を明確にする。

1568年 信長の入京

将軍：足利義昭（足利義輝の弟，明智光秀が仲介）を15代将軍に立てる。

滅亡：信長の入京に抵抗した六角氏は織田軍の猛攻を受けて滅亡した。

それまで中央政権を牛耳っていた松永久秀は服属した。

1570年 姉川の戦い（近江）

信長・徳川家康連合軍 vs 朝倉義景（越前）・浅井長政（近江）連合軍

信長側が勝利した。

浅井長政：妻は織田信長の妹の市

1570年 石山本願寺攻め開始（～1580）

摂津石山本願寺を頂点とした本願寺門徒との戦い。

1571年 延暦寺焼き打ち（近江）

延暦寺：古代以来の最大の宗教的権威に打撃を与えた

背景：延暦寺は朝倉・浅井氏を支援

史料：『言継卿記』山科言継

1573年 室町幕府滅亡

追放：15代将軍足利義昭

滅亡：朝倉義景・浅井長政

背景：(1572) 三方ヶ原みかたがはらの戦い後、武田信玄病死

1574年 伊勢長島の一向一揆鎮圧

1575年 長篠合戦（三河）

対決：織田・徳川連合軍（足軽鉄砲隊） vs 武田軍（騎馬隊）

織田・徳川軍が武田勝頼（信玄の子）を破る。

絵巻物：「長篠合戦図屏風」

越前の一向一揆鎮圧

1576年 安土城築城

意義：最初の近世的城郭

構造：五層七重の天守閣を持つ

1579年 安土宗論

論争：浄土宗僧と日蓮宗僧の宗教討論を安土で行わせる。

信長は一方的に日蓮宗の負けと決めつけて弾圧した。

1580年 石山本願寺攻め終了（1570～1580）

和睦：顕如（本願寺光佐）⇒石山退去

仲介：正親町おおぎまち天皇

1582年 天目山の戦い（甲斐）

自殺：武田勝頼

本能寺の変

明智光秀が本能寺に織田信長を、二条御所に織田信忠（長男）を攻め、自決させた。

これにより安土城は焼失。

c. 信長の諸政策

土地政策：指出検地 興福寺の大和で実施
『多聞院日記』

商業政策：楽市令で特権商人の独占を禁止し、座そのものも廃止した。

1567年 美濃加納

1577年 近江安土

貨幣政策：撰銭令

交通政策：関所撤廃・道路整備

商工業の発展や軍事においても妨げとなる関所を廃止した。

都市政策：自由都市として発達した堺に矢銭2万貫を要求し、堺がこれを拒否するとその翌年(1569年)、堺を直轄地とした。

軍事政策：組織性と機動力に富む軍を常備。足軽鉄砲隊。

宗教政策：仏教弾圧を行う。一向宗は徹底的に弾圧される。

延暦寺の焼打ち。日蓮宗を安土宗論で弾圧。

仏教勢力への対抗上、摠見寺を安土に建立(臨濟宗)

南蛮貿易の利益を考慮し、キリスト教は保護した。

朝廷政策：荒廃した皇居を再建

正親町天皇の子の誠仁親王^{さねひと}を養子とするなど、伝統的権威も手に入れようとした。

d. 織田信長台頭の要因

財政：肥沃な濃尾平野。堺を直轄地にしたこと。

地理：京都に近い。

人物：伝統的秩序・権威を克服した革新的性格であった。

軍事の面では常備軍を備え、足軽鉄砲隊を組織し、経済政策も楽市・楽座など新しい政策を次々打ち出した。

《史料》 指出検地

(天正八年九月) 廿六日, 当国中寺社・本所・諸寺・諸山・国衆, 悉く以て一円ニ指出出すべきの旨, 悉く以て相触れられたんぬ。沈思々々。……前代未聞是非無き次第, 日月地に落ちず, 神慮頼み奉る計りなり。

(『多聞院日記』)

《史料》 楽市・楽座

定 安土山下町中

- 一 当所中楽市として仰せ付けらるるの上は, 諸座・諸役・諸公事等, 悉く免許の事。
 - 一 往還の商人, 上海道は之を相留め, 上下共当町に至り寄宿すべし。……
 - 一 普請免除の事。……
 - 一 伝馬免許の事。
 - 一 分国中徳政, 之を行ふと雖も, 当所中は免除の事。
 - 一 他国并に他所の族当所に罷越し, 有付ありつくの者, 先々より居住の者同前, 誰々家来たりと雖も異儀有るべからず。若しくは給人と号し, 臨時課役停止の事。
 - 一 喧嘩口論并に国質・所質・押買・押売・宿の押借以下, 一切停止の事。
 - 一 博勞の儀, 国中の馬の売買, 悉く当所に於て仕るべき事。
- 右の条々, 若し違背の族有らば, 速かに巖科に処せらるべき者也。

天正五年六月日

(天下布武の朱印)

(『八幡町共有文書』)

《史料》 関所の廃止

(永禄十一年) 十月廿二日……且は天下の御為, 且は往還の旅人御憐愍の儀を思し食され, 御分国中に数多あまた之在る諸関諸役上させられ, 都鄙の貴賤一同にかたじけなし忝と拝し奉り, 満足仕り候ひ訖んぬ。

(『信長公記』)

2. 豊臣秀吉の統一事業

a. 統一事業

1582年 本能寺の変

羽柴秀吉は毛利氏と交戦中に本能寺の変を知ると、毛利氏と和睦を結び、備中高松城より畿内へ向かう。

山崎の戦い（山城）

山崎天王山で明智光秀を破り、織田信長の後継者争いで有利な立場に。

清洲会議（6月）で信長の後継者に織田秀信を擁立（信長の長男織田信忠の子）。

翌月、山城で検地開始。

1583年 ^{しずがたけ}賤ヶ岳の戦い（近江）

信長3男の織田信孝は重臣柴田勝家と結び、秀吉に対抗したため、秀吉は柴田勝家を攻撃した（勝家は妻の市と越前の北庄で自殺）。

石山本願寺跡地に大坂城の築城を開始。

1584年 小牧・長久手の戦い（尾張）

徳川家康は信長の2男織田^{のぶお}信雄と結んで秀吉に対抗したが、和睦。

天下統一へ加速

1585年 四国平定

四国の大半を支配する^{ちようそかべもとちか}長宗我部元親を降伏させる。

元親には土佐1国のみ安堵した。

関白就任

^{そうぶじれい}惣無事令：私戦停止，領地の紛争解決を秀吉に委任させる命令。

惣無事とは平和を意味するが，上記の法令や考え方の存在を否定する考えもある。

1586年 太政大臣就任（武士で3人目）

後陽成天皇より豊臣姓を賜る。

1587年 九州平定

大友氏の要請により，惣無事令に違反したとして島津氏を討伐した。

島津義久は降伏し，薩摩1国のみ安堵される。

同年，博多でバテレン追放令が出される。

1588年 ^{じゅうらくてい}聚楽第に後陽成天皇を招き，諸大名に天皇と秀吉への忠誠を誓わせる。

1590年 小田原攻め（関東平定）

四国と九州平定後、関東を支配する後北条氏を攻める。

伊達政宗は秀吉に服従し、小田原攻めに参加した。

北条氏政（北条氏4代目）⇒切腹

北条氏直（北条氏5代目）⇒追放（高野山）

奥州平定

小田原攻めへの不参加者の領地を没収（小田原征伐に参陣した伊達政宗は所領安堵）

全国統一を達成

b. 豊臣政権の政治組織

関白：全国統一を終えると、秀吉は甥で養子の豊臣秀次に関白を譲る。

豊臣秀次：豊臣秀頼出生後、秀吉との関係が悪化し、のちに切腹させられる。

五大老：有力大名で構成。重要政務を合議させる。五奉行の顧問。

徳川家康：五大老筆頭。

前田利家：織田信長の家臣。

毛利輝元：毛利元就の嫡孫。

宇喜多秀家：関ヶ原の戦いで西軍に参加し、八丈島に流される。

上杉景勝：上杉謙信の養子。

小早川隆景：毛利元就の第3子。隆景の死後、五大老と呼ばれる。

五奉行：多くは秀吉子飼いの大名。政務を分担して行った。

浅野長政：首座。秀吉の妻の妹婿。検地に当たる。

石田三成：内政面で力を発揮。関ヶ原の戦いで西軍の中心人物。

増田長盛：検地に当たる。

長束正家：財政、検地に当たる。

前田玄以：公家・寺社・京都の市政を担当。

c. 豊臣政権の経済基盤

直轄地：豊臣氏の蔵入地は220万石に及ぶ。

直轄都市：京都・大坂・堺・伏見・長崎

直轄鉱山：金山…佐渡相川金山

銀山…石見大森銀山・但馬生野銀山

豪商：博多…島井宗室。博多の復興の命を受ける。また、朝鮮出兵時の物資を担当。

神谷宗湛。

堺…千利休（宗易）。茶の湯で仕える。三宗匠（千利休・津田宗及・今井宗久）。

津田宗及。天王寺屋。茶の湯で仕える。三宗匠。

小西隆佐。小西行長の父。

貨幣鑄造：天正大判を京都の金工後藤徳乗に鑄造させる。

額面は10両で、贈答用に使用されたとみられる。

また、賞与のために天正通宝や文禄通宝も造らせた。

d, 太閤検地

1582年 山崎の戦い直後、山城より開始。

別名を天正の石直しともいう（貫高制を石高制に改めたため）。

1594（文禄3）年に検地条目を定め、再び実施した（文禄検地）。

実施方法：検地奉行を全国に派遣し、統一基準・全国規模で実施された。

検地に反対する者は強く弾圧した。

1587年 肥後の一揆

1590年 大崎・葛西の一揆（陸奥）

統一基準

尺度：1間 = 6尺3寸（約191cm）の検地竿が基準

面積：6尺3寸四方 = 1歩、30歩 = 1畝、10畝 = 1段、10段 = 1町

容積：1石 = 10斗、1斗 = 10升、1升 = 10合（約1.8リットル）

京枡：京都付近で使用されていた枡に統一

石高制：田畑・屋敷地などの生産高を玄米の収穫量で表示。

村高：村の総石高。年貢は村高に課された。

年貢率：二公一民。年貢 = 村高 × 2/3

石盛こくもり：1段当たりの標準収穫石高（斗代ともいう）

石高 = 石盛 × 面積

上田・中田・下田・下々田の4等級に分類

上田：1石5斗

中田：1石3斗

下田：1石1斗

下々田：9斗

検地帳：村単位で作成された、検地結果がまとめられた台帳。

土地と農民支配の基本になった。検地帳に登録された土地の耕作者を名請人という。

一地一作人の原則

名主の存在を否定し、1つの土地に1人の耕作者しか認めない。耕作者は検地帳に記載され、

年貢の納入責任を負う。年貢の納入は村単位で行われた。

御前帳ごぜん：検地帳をまとめたもの。国絵図とともに大名から徴収し、天皇に献上した。

国絵図：諸大名に作成させた国ごとの地図。

〔意義〕

農民：耕作地保有権を法的に保証されることになった。

しかし、土地に緊縛され、年貢の納付義務を負うことにもなった。

秀吉：全国の土地と人民を石高制で掌握することができるようになった。

大名：石高に応じた軍役負担。大名知行制の基礎が確立。

荘園：重層的な職の体系否定（荘園制度が完全に崩壊）

《史料》 太閤検地

一 仰せ出され候趣、国人并百姓共ニ合点行候様ニ、能々^{よくよく}申し聞すべく候。自然^{じねん}、相届かざる覚悟の輩之在るに於ては、城主にて候ハ、其もの城へ追入れ、各相談じ、一人も残し置かず、なでぎりニ申し付くべく候。百姓以下ニ至るまで、相届かざるニ付てハ、一郷も二郷も悉くなでぎり仕るべく候。六十余州堅く仰せ付けられ、出羽・奥州迄^{まで}さうニハさせらる間敷候。たとへ亡所ニ成候ても苦しからず候間、其意を得べく候。山のおく、海はろかいのつゝき候迄、念を入るべき事専一^{きつと}に候。自然、各退屈するに於ては、関白殿御自身御座成され候ても、仰せ付けらるべく候。急^{きつと}与此返事然るべく候也。

(天正十八年) 八月十二日

(秀吉朱印)

浅野弾正少弼とのへ

(『浅野家文書』)

e. 刀狩・身分統制令 (兵農分離政策)

1588年 刀狩令

理由：1. 一揆防止 (真意)。

2. 方広寺大仏の釘などに利用。

3. 農耕に専念することが農民の幸福であると説く。

一揆を未然に防止し、兵農分離・身分固定化をはかった。

1591年 身分統制令 (人掃^{ひとばらい}令といわれることもある)

発令：秀吉 (関白)

内容：武家奉公人が農民・町人になることの禁止。

農民の商人などへの転業禁止。

武士が無断で主人を変更することを禁止した。

目的：朝鮮出兵のための武家奉公人及び年貢の確保。

→身分制度の確立を促す結果となった。

1592年 人掃令

発令：秀次 (関白)

内容：朝鮮出兵に際し、戸口調査を命じた。

武家奉公人・町人・農民の戸数・人数を調査した。

結果：士農工商の諸身分が固定化した。

《史料》 刀狩令（1588）

条々

- 一 諸国百姓，刀，脇指，弓，やり，てつはう，其外武具のたぐひ所持候事，堅く御停止候。其子細は，入らざる道具をあひたくはへ，年貢・所当を難渋せしめ，自然，一揆を企て，^{きゆうじん}給人にたいし非儀の^{はたらき}動をなすやから，勿論御成敗有るべし。然れば，其所の田畠不作せしめ，知行ついえになり候の間，其国主，給人，代官として，右武具悉く取りあつめ，進上致すべき事。
- 一 右取をかるべき刀，脇指，ついえにさせらるべき儀にあらず候の間，今度大仏御建立の釘，かすかひに仰せ付けらるべし。然れば今生の儀は申すに及ばず，来世までも百姓たすかる儀に候事。
- 一 百姓は農具さへもち，耕作専らに仕候へハ，子々孫々まで長久に候。百姓御あはれミをもって，此の如く仰せ出され候。誠に国土安全万民快樂の基也。……
各其趣を存知，百姓は農桑を精に入べき事。
右道具^{きつと}急度取集め，進上有るべく候也。

天正十六年七月八日 （秀吉朱印）

（『小早川家文書』）

《史料》 身分統制令（1591）

- 一 奉公人，侍・中間・小者・あらし子に至る迄，去七月奥州江御出勢より以後，新儀ニ町人百姓ニ成候者之在らば，其町中地下人として相改，一切をくべからず。若かくし置ニ付てハ，其一町一在所御成敗を加へらるべき事。
- 一 在々百姓等，田畠を打捨，或はあきない，或は賃仕事^{まかり}ニ罷出る輩之有らば，そのものゝ事ハ申すに及ばず，地下中御成敗為るべし。……
右条々，定置かるる所件の如し。

天正十九年八月廿一日 （秀吉朱印）

（『小早川家文書』）

《史料》 人掃令（1592）

急度申し候

- 一 当関白様より六十六ヶ国へ人掃の儀仰せ出され候の事。……
- 一 家数，人数，男女，老若共ニ一村切ニ書付けらるべき事。
^{つけたり}付，奉公人ハ奉公人，町人ハ町人，百姓は百姓，一所ニ書出すべき事。……
天正十九年三月六日

（『吉川家文書』）

f. キリスト教政策（貿易関係を含む）

概略：当初は布教を許可したが、次第にキリスト教を自らの統一政策の障害と判断するようになり、九州平定後は布教を禁止し弾圧した。

1587年 バテレン追放令（島津氏降伏後）

背景：ポルトガル人などが日本人を奴隷売買していること
キリシタンや宣教師が神社仏閣を破壊していること
デウスを絶対視する思想の不都合
キリシタン大名への牽制

大名の貿易独占体制の打破

契機：大村純忠が長崎をイエズス会へ寄進した事実が発覚。

発令：博多

内容：宣教師に20日以内の国外退去命令。

大名に対しては、キリスト教入信を公儀（秀吉）の許可制とした。

また、キリシタン大名の中心的存在である高山右近（高槻のち明石城主）に棄教を迫ったが、拒否されたため、領地を没収した。

一般人に対しては、「その者の心次第」として信仰を禁止しなかった。

南蛮船は商売のための来航を奨励（貿易と布教の分離）し、貿易も禁じなかった。

結果：貿易と布教を分離し、布教と一体化していた貿易を禁じなかったため、徹底されなかった。

1588年 秀吉は長崎を没収し、直轄化

1588年 海賊取締令

内容：倭寇などの海賊行為を禁止

豪商には南方貿易奨励（京都・堺・長崎・博多）

刀狩令と同時に発令された。

1596年 サン＝フェリペ号事件（スペイン船）

事件：土佐浦戸に漂着した乗組員の不用意な発言により、「スペインは領土拡張に宣教師を利用」しているという話が伝わる。

結果：これを知った秀吉は、フランシスコ会の宣教師・信者26人を捕え、長崎に送って処刑した。これを26聖人殉教という。

背景：フランシスコ会とイエズス会の対立

意義：日本で最初のキリシタン殉教

《史料》 バテレン追放令

- 一 日本ハ神国たる処、きりしたん国より邪法を授け候儀、^{はなはだ}太以て然るべからず候事。
- 一 其国郡の者を近付け門徒になし、神社仏閣を打破るの由、前代未聞に候。国郡在所知行等給人に下され候儀は、当座の事に候。天下よりの御法度を相守り、諸事其意を得べき処、^{みだ}下々として^{くせこと}猥りの義曲事の事
- 一 ^{バテレン}伴天連、其知恵の法を以て、心ざし次第^{だんな}二檀那を持ち候と思召され候へハ、右の如く日域の仏法を相破る事曲事に候条、伴天連儀、日本の地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日の間ニ用意仕り帰国すべく候。……
- 一 黒船の儀ハ商売の事に候間、各別に候の条、年月を経、諸事売買いたすべき事。
- 一 自今以後、仏法のさまたげを成さざる輩ハ、商人の儀ハ申すに及ばず、いづれにてもきりしたん国より往還くるしからず候条、其意を成すべき事。已上

天正十五年六月十九日

(『松浦文書』)

■確認問題

1. 織田信長に京都でのキリスト教の布教を許可された宣教師はだれか。
2. キリシタン大名の大村純忠は 1580 年に (2) を教会に寄進した。
3. 南蛮貿易における主要輸出品を答えよ。
4. 織田信長が全国統一の意志を示した印章の 4 文字は何か。
5. 豊臣秀吉は 1583 年に (5) の跡地に大坂城を築城した。
6. 豊臣秀吉が保有した直轄地を何というか。
7. 秀吉は 1588 年に後陽成天皇を (7) に迎えて大名に忠誠を誓わせた。
8. 「定 安土山下町中
- 一 当所中 (A) として仰せ付けらるるの上は、諸座・諸役・諸公事等、悉く免許の事。
- 一 分国中 (B), 之を行ふと雖も、当所中は免除の事」
- (『八幡町共有文書』)
9. 「条々
- 一 諸国百姓、刀、脇指、弓、やり、てつはう、其外武具のたぐひ所持候事、堅く御停止候。其子細は、入らざる道具をあひたくはへ、(C)・所当を難渋せしめ、自然、(D) を企て……
- 一 右取をかるべき刀・脇指、ついえにさせらるべき儀にあらず候の間、今度 (E) 御建立の釘、かすかひに仰せ付けらるべし。」
- (『小早川家文書』)
10. 「右今度御検地に相定むる条々
- 一. 六尺三寸の棹を以て、五間六拾間、(F) 壺反ニ相極^{きわ}むるべき事。
- 一. 田畠并在所の上中下見届け、(G) 相定むる事。
- 一. (H) を以て年貢^{なっしょ}を納所致すべく候。売買も同じ升たるべき事」
- (『西福寺文書』)
11. 「一 日本ハ (I) たる処、きりしたん国より邪法を授け候儀、太以て然るべからず候事。
- 一 (J) の儀ハ商売の事に候間、各別に候の条、年月を経、諸事売買いたすべき事」
- (『松浦文書』)

問題

★★

【1】 1～4の文章は、織田信長、豊臣秀吉の行った合戦について記述された史料の一節である。(ただし原文を適宜改めた。)

1 去る廿一日合戦の儀に付きて申し越され候。相聞く如く候。即時切り崩し、数万人討ち果し候。(a)四郎首いまだこれを見ず候。大要切り捨て、河へ漂ひ候武者若干の条、其内にこれ有るべきか、何篇甲・信・駿・三之軍兵さのみ残るべからず候。近年の鬱憤を散じ候。

(『細川家文書』)

2 敵あひ間近くなりければ、時を咄と上げ、まつくろに黒烟を立て、喚叫んで馬を入れ、四方八面懸け破り懸け通て、思ひの儘に追立て、撞伏切ひたしければ、余りに敵共あわてさわいで、謀叛人が有りて角やと云ふ者もあり、いやいや喧嘩ぞと云ふ者も有りて、同士討などして、つかみ合ふ者も有り。斯りしかども、義元は相静まるべき旨下知し給ひて、幕打廻し鳴をしづめて在々ける処を、服部小平太さしかゝり、角ぞと名乗りたれば、意得たると云ふ儘に、さすが最後ぞよかりける。(『信長記』)

3 六月廿九日 一、昨日江州北郡合戦、(b)北郡衆、越前以下九千六百人打死す云々。首四千八百これ有り云々。徳川衆・織田衆も多く死す云々。越前衆五千余討死す、前波以下云々。

(『言継卿記』)

4 抑去る廿一日、柳瀬表に於て一戦に及び、切崩し、佐久間、玄蕃を始め、一類其外五千余を討ち捕る。同廿二日、越州府中に至り追詰め候。然れども、柴北庄へ逃げ入り候の間、則ち取巻き候。数年相拵ふる用害に候と雖も、即時に本城へ乗入り候の処に、天主へ取上げ、妻子以下刺殺し、切腹す。(『小早川家文書』)

〔設問〕

(1) 下線部分(a)、(b)について下記の間に答えよ。解答は漢字で答えよ。

(a)四郎の父は、甲斐を領国とする戦国大名で、弘治元年(1555)にはほぼ信濃一円を攻略、その後飛騨や北関東にも進出、元亀元年(1570)には駿河を合わせ、元亀3年には遠江三方ヶ原に徳川家康を破って三河にはいったが、まもなく陣中で歿した。四郎の父の姓名を記せ。

(b)この北郡衆の将は、六角氏に対抗して近江北部に勢力をもった戦国大名である。織田信長の妹お市を妻としたが、朝倉氏と連合して信長に敵対し、この合戦に大敗、天正元年(1573)攻められ自害した。この将の姓名を記せ。

(2) 1～4の合戦を古いものから順に並べよ。解答は番号で答えよ。

(同志社大 商)

★★

【2】 下記の文章（A～C）のなかには、誤りのあるものがそれぞれ一つずつある。それを記号（1～5）で答えよ。

A. 撰銭（令）について（戦国・織豊期）

- 1 室町時代に流通していた貨幣は明から輸入された永楽通宝、洪武通宝、宣徳通宝などが主であった。
- 2 生産の拡大と商業の発達は貨幣の流通を促し、土地の年貢高を永楽銭に換算する永高制を採用する大名が多くなった。
- 3 1505（永正2）年に出された撰銭令には、明銭を選んでも良いが、日本での鑄造銭は選んではならないと規定されていた。
- 4 私鑄銭のなかにはびた銭・われ銭・ころ銭などと呼ばれた悪銭も多く、それが流通を混乱させた。
- 5 信長は安土入城の頃、大判を鑄造したが、秀吉の時代になって天正大判・小判、天正通宝、文禄通宝などが鑄造された。

B. 関所について（戦国・織豊期）

- 1 中世における関所開設の目的の一つは、関銭・津料などの通行税や輸送税を徴収することであった。
- 2 関所は商人の活動を阻害し物流を著しく停滞させた。例えば15世紀中頃の淀川流域には数百の関所が設けられ、通行税などを徴収していた。
- 3 関所の存在は農民の団結を妨げたが、それと同時に国人同士の結集をも妨げる結果になった。
- 4 関銭免除は特権商人に歓迎され、一般の商人にも自由な活動の場を与えた。
- 5 信長は関所の廃止を進めながら、道路の改修・整備を促進した。本道の幅は尾張では約6メートルであり、沿道に松や柳を植えた。

C. 検地について（織豊期）

- 1 信長は1568（永禄11）年から、伊勢・大和・山城などの各地において指出検地を行った。
- 2 いわゆる天正の石直しは間棹を6尺3寸をもって1間とし、1間平方を1歩、360歩を1段、10段を1町とした。
- 3 太閤検地は田畑を上・中・下・下々の4等級に分け、段当りの玄米収穫高の見積りを石高によって算定した。
- 4 太閤検地は一つの土地の耕作者を一人とする一地一作人の原則を確定し、その耕作者の年貢高と納入責任とを決めた。
- 5 太閤検地は結果として荘園制的土地所有関係を廃棄し、近世封建制の土地所有関係を生み出した。

（明治大 政経 改）

★★

【3】 次の文章を読み、後の設問に答えなさい。

鎌倉時代の後期、近畿地方やその周辺部につくられた①自立的・自治的な村が南北朝の動乱のなかでしだいにはっきりその姿をあらわしはじめ、各地方にひろがっていった。こうした村は、②地代をとる地主になりつつあった名主を中心に、新しく成長してきた小農民も構成員とし、村の神社の祭礼をつかさどる③祭祀集団を中心に、農業の共同作業、戦乱に対する自衛などをとおして、しだいに村民の結合を強くしていった。村の運営は、寄合と呼ばれる村民の会議の決議にしたがって、④村の指導者によっておこなわれた。また、村民はみずからがまもるべき⑤規約を定めたり、村内の秩序を自分たちで維持するために村民が警察権を行使することもあった。農業生産に必要な山や野原などの共同利用地（入会地）を確保するとともに、灌漑用水の管理も行うようになった。また領主へおさめる年貢などを村全体で⑥ひとまとめにして請け負う制度もしだいにひろがっていった。豊臣政権の⑦農村に対する諸政策と土地政策によって、村ははじめて全国規模で直接把握された。ただし、新しい村落の存在は農民が武装蜂起すると結束しやすい仕組みを提供していたため、統一政権樹立をもくろむ支配者にとっては好ましいものではなかった。そこで、豊臣政権があたらしい体制を作り出すためにうちだした中心政策のひとつが⑧検地であった。秀吉はあたらしく獲得した領地につぎつぎと検地を施行してきたが、天下統一に続いて、全国の大名に対し、その徹底を号令した。こうして全国規模で展開された検地は各地に次第にゆきわたり、中央政権の統制下に組み込まれた村落は17世紀末には全国で6万余をかぞえるにいたった。

問1 下線①について、複数の集落複合体として成立した新しい村の形式を何と呼ぶか。

- 1 組 2 惣 3 班 4 里 5 手永 6 条 7 団 8 結

問2 下線②について、この地代を何と呼んだか。

- 1 雑徭 2 段銭 3 加地子 4 村入用 5 年貢

問3 下線③について、この祭祀集団は何と呼ばれるか。

- 1 宮座 2 道場 3 会堂 4 政所 5 寄合

問4 下線④について、新しい村のありかたと村落指導者について深く洞察した宗教上の指導者が、「三人まづ法義になしたきものがある、(中略)。その三人とは坊主と年老、長と、この三人さへ在所々にして仏法に本付候はば、余のすえずえの人はみな法義なり、仏法繁盛であらうずるよ」と語り、多くの村を傘下の宗教集団に組み入れることに成功した。

(a) この宗教指導者とその教団の組み合わせで正しいものはどれか。

- 1 親鸞—浄土真宗 2 日蓮—法華宗 3 蓮如—浄土真宗 4 一遍—時宗
5 顕如—浄土真宗

(b) おなじ宗教集団は農民の一揆集団となり領国一国を制圧するにまでなった。この宗教一揆によって、門徒化され「百姓の持ちたる国」と呼ばれた領国と一揆に対抗しきれなかった領主名の組み合わせで正しいものはどれか。

- 1 加賀—富樫政親 2 越前—朝倉義景 3 近江—浅井長政
4 越後—上杉謙信 5 美濃—斎藤道三

(c) 上記引用文のなかに、村落指導者として、坊主、年老、長の名称があがっているが、全国的にみて、こうした新しい形式の村落指導者の呼称としてこの当時使用されなかったものを以下のなかから三つ選びなさい。

- 1 組頭 2 沙汰人 3 本百姓 4 乙名 5 百姓代

問5 下線⑤についてこの新しい村の掟において、含まれない事項を以下から二つ選びなさい。

- 1 各郡の絵図、隣郡の境目ならびに、山・川・道を念入りに書きつけること。
- 2 神社や寺などの宗教施設において賭け事（博打）を禁じる。
- 3 博徒や遊女に宿を提供する家主は村民の資格を失う。
- 4 共有財産の山林と私有の山林とをとわず、自分のものでない森林の木を切りとることを禁じる。
- 5 武家奉公人が町人や百姓になること、ならびに百姓が商人や職人になることを禁じる。

問6 下線⑥について、この制度を何と呼ぶか。

- 1 名請 2 地下検断 3 分一銭 4 銭納 5 地下請

問7 下線⑦について、下記の豊臣秀吉の全国統一過程〈年表〉のなかに農村政策の法令をいれて完成させなさい。解答は(a), (b), (c)に当てはまる語句の組み合わせ（1～10）の中から選びなさい。

〈年表〉

1582 山崎の合戦（明智光秀敗死）

(a)

1583 大坂城の築城に着手

1584 小牧・長久手の戦い

1585 関白となる。

1586 大政大臣となり、豊臣姓をあたえられる

1587 九州平定

1588 (b)

1590 小田原攻め（北条氏滅亡） 奥州平定（全国統一）

1591 (c)

〈語句の組み合わせ〉

- 1 (a)―撰銭令 (b)―刀狩令 (c)―秀吉による人掃令
- 2 (a)―太閤検地のはじまり (b)―秀吉による人掃令 (c)―刀狩令
- 3 (a)―楽市楽座令 (b)―太閤検地のはじまり (c)―秀吉による人掃令
- 4 (a)―撰銭令 (b)―太閤検地のはじまり (c)―刀狩令
- 5 (a)―刀狩令 (b)―秀吉による人掃令 (c)―太閤検地のはじまり
- 6 (a)―楽市楽座令 (b)―太閤検地のはじまり (c)―刀狩令
- 7 (a)―太閤検地のはじまり (b)―刀狩令 (c)―秀吉による人掃令
- 8 (a)―撰銭令 (b)―秀吉による人掃令 (c)―刀狩令
- 9 (a)―秀吉による人掃令 (b)―刀狩令 (c)―太閤検地のはじまり
- 10 (a)―楽市楽座令 (b)―刀狩令 (c)―太閤検地のはじまり

問8 刀狩令および人掃令について、正しくない記述を一つ選びなさい。

- 1 刀狩は農民から武器を没収し、農民の身分を明確にする目的でおこなわれた。
- 2 秀吉は一揆を防止し、農民に農業に専念させるため刀狩令をだしたが、その名目は京都方広寺の大仏建立であった。
- 3 武士に召し抱えられている奉公人、町人が百姓になること、また百姓が商売や職人仕事などに従事することを禁じた。
- 4 人掃令によって兵農分離・政教分離・農商分離が達成された。
- 5 諸身分が確定する結果をもたらすので、人掃令は身分統制令とも位置づけられる。

問9 下線⑧について、太閤検地の規定として正しくないものを一つ選びなさい。

- 1 土地面積表示を町・段・畝・歩に統一する。
- 2 年貢は租の系譜を引くものが採用され、田地に課せられ、収穫された米の30～40%の徴収が義務づけられた。
- 3 土地を測量する方法として検地尺を用いて実際の土地を測量する竿入検地が次第に標準となった。
- 4 一つの土地に何人もの権利が重なりあわないよう、土地に一人の権利者だけを認める方針。
- 5 升の容量を京升到統一する。
- 6 農民は田畑の所有権を法的に認められるようになったと同時に年貢などの負担を義務づけられた。

(上智大 法)

6章 天下統一

問題

■確認問題

1. ルイス=フロイス
2. 長崎
3. 銀（刀剣・漆器）
4. 天下布武
5. 石山本願寺
6. 蔵入地
7. 聚楽第
8. A 楽市 B 徳政
9. C 年貢 D 一揆 E 大仏
10. F 三百歩 G 斗代 H 京升
11. I 神国 J 黒船

【1】

■解答

- (1) (a) 武田信玄 (b) 浅井長政 (2) 2→3→1→4

■解説

(1)

- (a) 1は戦国大名、武田氏に関する史料である。「四郎」とは武田信玄の4男であり、1575（天正3）年の長篠合戦で、鉄砲を用いた織田信長・徳川家康の連合軍に、打ち負かされた武田勝頼のこと。史料中、甲=甲州、信=信州、駿=駿河、三=三河の略である。なお、長篠合戦とは、織田・徳川の連合軍が、大量の鉄砲により、武田氏の騎馬隊を防禦し、これに壊滅的な打撃を与えた戦いである。
- (b) 浅井氏は、浅井亮政の頃から、六角氏に対抗して近江北部に勢力を張った。その孫浅井長政は、織田信長の妹、お市を妻としたが、朝倉氏と連合して信長に敵対し、戦いとなる。これが、1570（元亀元）年に近江北部で戦われた、姉川の戦いである。
- (2) 1の長篠合戦が1575（天正3）年で、3の姉川の戦いが1570（元亀元）年であるのは既出。2は、史料中の「義元は……云々」のくだりから、義元が討たれている場面であることがわかり、さらに史料の出典が『信長記』であることから、1560（永禄3）年の桶狭間の戦いであることがわかる。3の史料の『言継卿記』とは、公家である権大納言山科言継の、1527（大永7）～1576（天正4）年の日記である。皇室経済・有職故実・文学などを中心に書かれ、中には武将との交渉もあり、戦国時代前期の重要な史料である。4は、「柴田北庄へ逃げ入り候の間」より、越前北庄城を根拠地とした柴田勝家の敗戦の様子であり、1583（天正11）年の賤ヶ岳の戦いであるとわかる。史料中の玄蕃とは、柴田勝家の甥で、武勇を誇った加賀尾山（金沢）城主の佐久間盛政をさす。単に佐久間とあるのは、その父の佐久間盛次である。

なお(b)にあるように、浅井長政は、信長の妹お市を妻としていた。お市は、浅井氏が滅びた後、一旦実家の織田家に戻り、再び、織田信長の重臣の柴田勝家の下に嫁している。勝家が羽柴秀吉に攻められた賤ヶ岳の戦いの敗戦とともに、お市は、子の男子1人と女子3人を残し、炎上する城内で自害している。この時、男子はすぐ断罪されたが、女子のうち長女の茶々は、のちに秀吉の側室となり、2女のお初は、四職の1つであった名族の京極高次に

嫁し、3女のこごう小督（お江）は、3度めの結婚で、江戸幕府2代将軍となる徳川秀忠の妻となった。

【2】

解答

A 3 B 4 C 2

解説

A 1505（永正2）年の撰銭令では、明銭と日本での鑄造銭について、使用を禁止するのは、粗悪な京銭・打平などに限ってである、とした。

《史料》 撰銭令
定む 撰銭の事京銭（きんせん）・打平（うちひらめ）等を限る
右、唐銭とうせんに於いては、善悪いを謂はず、①少瑕しょうがを求めず、悉ことごとく以て諸人相互いひに取り用うべし。次に悪銭売買いの事、同じく停止ちようじの上は、彼と云ひ、是れと云ひ、若し違犯いぼんの輩有らば、其の身を死罪に行ひ、私宅くだんに至っては②決封けつほうせらるべきの由、仰せ下さるゝ所なり。仍て下知くだん件の如し。
永正貳年十月十日
（『蜷川家文書』）

- (註) ①わずかのきず。ちいさな欠点。 ②封をして差し押さえる。
B 4の関銭免除が適用されたのは、座に入っている特権商人だけである。
C 2は360歩ではなく、300歩の誤りである。

《史料》
右今度御検地に相定むる条々
一 六尺三寸さくの棹さおを以て、①五間六拾間、三百歩壹反ニ相極むる事。
一 田畠并②在所しよの上中下見届け、斗代相定むる事。
一 口米壹石ニ付いて貳升宛、其外役夫一切出すべからざる事。
一 京升を以て年貢を納所致すべく候。売買も同じ升たるべき事。
一 年貢米五里、百姓として持届くべし。其外ハ代官給人として持届くべき事。
慶長三年七月十八日
（『西福寺文書』）

(註) ①5間×60間のこと。 ②村

【3】

解答

問1 2 問2 3 問3 1 問4 (a) 3 (b) 1 (c) 1・3・5
問5 1・5 問6 5 問7 7 問8 4 問9 2

解説

鎌倉時代後期より現れた惣の構造と、豊臣政権下でそれが中央政権下に組み込まれていく過程についての出題。

問1 鎌倉時代後期より、農村では農業技術の進歩とともに従来の荘園の枠を越えて、自治的結合体を組織する動きが自然発生的に起こった。こうしてできた共同体が惣である。惣が結成された理由としては大きく以下の3つが挙げられる。

①経済的役割（用水の分配・入会地の利用など耕作上の要求）

従来の農民支配のための単位は、荘園領主らの支配者階層の都合で分けられたものであった。そのため、耕作上共同作業をする農民の単位とは必ずしも合致せず、用水の分配や入会地の利用について不便を生ずることが多かった。そのため耕作上共同の利害関係を生ずる農民たちが惣を形成し、構成員は寄合を開いて惣の掟や罰則を定め、用水や入会地の共同管理を自らの手で行うようになった。

②政治的役割（領主への対抗上団結するため）

惣の農民たちは強い連帯意識で結ばれ、不法を働く荘官の免職や、水害、干害の際の年貢の減免を要求した。その形態としては、愁訴・強訴・逃散・一揆などがあつた。

③宗教的役割（氏神などの共同祭神）

惣の結合は、有力農民の宮座を核として新たに自営の農民を加えて形成された。宮座とは神社の祭事を行う氏子組織であり、村落の特権集団であった。惣ではこの宮座を中心として、氏神の祭神、豊作祈願を行った。惣と村落の鎮守との関係は深く、寄合も通常村の鎮守で開かれ、一揆を結ぶ際にも、一味神水をして結束を固めた。一味神水とは、神仏に誓いをたて、全員が署名した起請文を作成し、それを焼いて灰にしたものを神の飲む水（神水）に入れ、全員がまわし飲みをする儀式である。

問2 加地子とは作人などが名主に対して納めた小作料のこと。名主は作人らに荘園領主への年貢を直接上納させるようになり、さらにその他に加地子を自らに納めさせた。

地子のつく用語は混乱しやすいため、時代別に簡単に整理しておく以下ようになる。

古代	地子	口分田を班給した残りの田地を乗田といい、その乗田を期限付きで賃租して地代をとった。この地代を地子といい、通常収穫の5分の1（20%）程度であった。
中世	加地子	作人などが名主・地主に納める小作料のこと。
江戸	地子（銭）	市街地に課せられた税。負担も軽く、免除されることが多かった。

問3

- 1 宮座は神社の氏子集団で惣結合の中核となった。
- 2 道場は、元来は仏道修行の場所をいうが、浄土真宗では寺院とまではいかないが、念仏のために集まる場所の意味で使われる。越前の吉崎道場が重要。
- 3 会堂は集会のために設けられた建築物。キリスト教の教会堂など。
- 5 惣の寄合は、自治的運営協議機関。惣の構成員による総意で各種の意思決定がなされた。宮座が一部の特権集団の集まりなのに対して、寄合は惣の構成員全員の出席が義務付けられた。

問 4

(a) この史料は『栄玄記』にある蓮如の言葉であるが、これを見たことがなくてもまったく問題はない。設問の4行目に「多くの村を傘下の宗教集団に組み入れることに成功した」とあることから、蓮如のことだとわかる。蓮如は北陸・東海・近畿に勢力を拡大して浄土真宗本願寺派を再興し、教団隆盛の基礎を築いた人物である。惣などに極楽往生についての手引書である御文（御文章）を配るといふ布教方法を取り、門徒を拡大していった。門徒は村の道場を集会の場所としたが、この道場主は土豪・名主階層であり、彼らは惣の指導者であった。よって惣の指導者を把握することにより、浄土真宗は深く広く農村内部に浸透していくことができた。問題文は鎌倉時代後期から南北朝の内乱以降の村落についての出題であるので鎌倉前期の親鸞、中期の日蓮・一遍は除外される。また、親鸞・日蓮・一遍も地方の農民に布教をしたが、いずれも農民の自治的な組織を利用して布教を広めたわけではないのでここでは除外される。5の顕如は本願寺11世。1570（元亀元）年から1580（天正8）年まで石山本願寺にて織田信長に抵抗したが結局屈服し、石山寺を退去した人物。この間の戦争を石山戦争または石山合戦という。

(b) 「百姓の持ちたる国」とは加賀の一向一揆について書かれた『実悟記拾遺』のフレーズ。富樫政親は加賀国の守護であり、一向一揆と交戦し、1487（長享元）年に高尾城を拠点としたが、翌年同城を攻め落とされ自殺した。以後、1580（天正8）年に織田信長が派遣した柴田勝家によって鎮圧されるまでの約100年間、加賀国は「百姓の持ちたる国」といわれた。

(c) これは惣の指導者の呼称をいくつか挙げ、江戸時代の村役人などの用語と区別させる問題。惣の指導者と江戸時代の村方三役を簡単に整理しておくことが必要。

惣の指導者：おとな（乙名・長）・沙汰人・年寄・番頭・月行事

村方三役：名主・組頭・百姓代

なお、本百姓とは江戸時代の村の正式な構成員である農民で、検地帳に田畑・屋敷地の所持を登録され、年貢・諸役を負担する農民。よって、室町時代の村落指導者の呼称としては不適當。

問 5 一見難問であるが、消去法を使えば教科書レベルの知識によって正解を導き出せる。惣掟の例としては教科書などに今堀惣村掟がよく引用されている。ここには博打の禁止事項があるので2と3は除去される。但し、3で用いている「博徒」は江戸時代以降の表現で、博打を専業とする人々をさすため、表現としては必ずしも適切ではない。4は木材の伐採禁止事項である。よって消去法で1と5が解答となる。

1は豊臣秀次が出した検地施行に関する法令（検地条目）。

5は豊臣秀吉が1591（天正19）年に出した身分統制令（人掃令）。

問 6 地下請は百姓請または惣請ともいう。荘園の管理・年貢徴収を惣村の名主らが請け負う制度。これは、従来の領主対農民という支配体系から領主対惣（村）という支配体系へと変化したこと、また、惣村が社会経済上の基礎単位として承認され、反対に領主の在地支配力が後退したことを示す。2の地下検断とは自検断ともいい、村落の警察権・裁判権を村民自ら行使すること。村落の構成員が寄合を開き決めた掟に背く者に対して、村民自ら制裁を加える行為をいう。3の分一銭とは、通常、債務額の十分の一程度の金額を債務者が幕府に支払うことにより、幕府は徳政令を発令して、債務者が支払い義務を免除される場合に、債務

者が幕府に支払った金額のことをいう。反対に債権者が債権額の一部を幕府に納入することで、幕府が徳政令の発令を回避した場合にも、債権者が幕府に支払った金額のことを分一銭という。4の銭納は年貢を現物ではなく、貨幣で支払うこと。

問7 織田信長や豊臣秀吉の全国統一過程をテーマとした出題では、年表形式で問われるパターンも多い。秀吉は本能寺の変後に即座に交戦中の毛利氏と和睦して備中高松城より引き上げ、山城国での山崎の戦いにて明智光秀を破ると、その直後から山城国で検地を始めた。よって本能寺の変・山崎の戦いがいずれも1582（天正10）年であるので、(a)には太閤検地が入る。

また、秀吉の家臣が検地を実施していくに際しては、農民や国人の抵抗もあり、一揆も起こった。1587（天正15）年に肥後で佐々成政の検地実施に際して肥後の一揆が起こると、翌年、秀吉は方広寺建立の資材に使用すると名目で刀狩を実施した。

問8 秀吉の人掃令（身分統制令）については以下の3点を抑えておくこと。

第一条は「侍・中間・小者」などの武家奉公人が町人になることを

第二条は農民が町人や職人になることを

第三条は武家奉公人が主人を替えることをそれぞれ禁じた。

これは武家奉公人・町人・農民の身分を固定することを目的としたものであり、政教分離とは無関係なので4が誤りとなる。

問9 太閤検地での税率は二公一民とされているので、66～67%が徴収されたことになり、2が誤りとわかる。